

日之影町告示第55号

令和7年第3回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年7月29日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和7年9月2日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	高館 英嗣君
小川 輝久君	一水 輝明君
河野 學君	甲斐 徳仁君
小谷 幸治君	甲斐 睦彦君

○9月9日に応招した議員

同上

○9月12日に応招した議員

同上

○9月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第3回 日之影町議会定例会会議録 (第1日)

令和7年9月2日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和7年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第4号 健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第5号 資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第32号 日之影町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第33号 日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第1号 令和6年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 令和6年度日之影町奨学金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 令和6年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第34号 令和7年度日之影町一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第18 議案第35号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第19 議案第36号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第20 議案第37号 令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第21 議案第38号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算 (第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告第4号 健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第5号 資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第32号 日之影町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第33号 日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第1号 令和6年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 令和6年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第34号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第35号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第36号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第37号 令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第38号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（7名）

2番	高舘 英嗣君	3番	小川 輝久君
5番	一水 輝明君	6番	河野 學君
7番	甲斐 徳仁君	8番	小谷 幸治君
9番	甲斐 睦彦君		

欠席議員（1名）

1番 久保 優一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係（総務課補佐） 工藤 良子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	平川 浩二君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	工藤 庄吾君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	教育次長	……………	平川 誠二君
代表監査委員	……………	富士本浩一郎君			

午前10時00分開会

○議長（甲斐 睦彦君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。

まず、会議に先立ちまして報告がございます。久保議員より欠席届が提出されましたので、御報告いたします。

これから、令和7年第3回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに、本会の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、甲斐徳仁君、8番、小谷幸治君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりであります。議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告といたします。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

7月9日、本町で開催された民生委員推薦会へ小川輝久君を派遣。

8月19日、高千穂町で開催された西臼杵広域行政事務組合臨時会へ小川輝久君、甲斐徳仁君を派遣。

8月22日に、高千穂町で開催された西臼杵郡森林・林業活性化協議会役員会及び九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会理事会へ甲斐徳仁君、河野學君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上3件であります。

日程第5. 報告第4号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第5、報告第4号健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第4号健全化判断比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度の健全化判断比率を、監査委員の意見書をつけて御報告いたします。

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表す実質赤字比率につきましては、適用される早期健全化基準は15.0%ですが、赤字額はございません。

また、全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表す連結実質赤字比率につきましても、適用される早期健全化基準は20.0%ですが、赤字額はございません。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模に対する比率を表す実質公債費比率につきましては、適用される早期健全化基準25.0%に対し、8.8%となっております。

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す将来負担比率につきましては、適用される早期健全化基準は350.0%ですが、将来負担額に対し充当可能財源が多いため、比率は算定されません。

以上で御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、質疑をさせていただきたいというふうに思いますけれども、全国に900有余の町村あるわけでありますが、所管課として例えばこれが当町は全く4比率とも数字も出てこないような状況で、非常にいいことではございますけれども、ちなみに全国的に町村で、これが例えば何団体かそういう数値的に危険な状況であるというのは、リサーチを過去にされたことはあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。平川総務課長。

○総務課長（平川 浩二君） 所管課は総務課になりますので、私のほうでお答えさせていただきますが、全国的なものにつきましては、私のほうでは把握しておりませんで、全国的な調査はしておりません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それぞれが適正で赤字額もないということですが、実際にこれパーセンテージが出ていると思うんですよ。届いていないにしても、何%か計算すると、将来負担比率が実際このくらい、350で適正な位置ではあるけど、出ていると思うんですが、僕も計算すればいいんですけど、実際はじいてみたときに、それぞれ何%ぐらいになっているかというのを伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） それぞれ赤字比率、連結実質赤字比率という言葉のとおり、赤字がある場合は出てきますが、ありませんので計算上出てこないという形になるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 負担比率はどうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 負担比率につきましても、計算ができませんので数値は上がってき
ておりません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） これは、1回議員研修で行ったときに実際出ないところでも、実
際ここに記載されていないときでもマイナスとかですよ、負担比率が本当に低いところとか出て
こない場所があったので、計算の仕方というのがたしか財政資料集か何かに載っていたと思うん
ですけど、その中で計算したらずっと低いところにあっても、数字だけは出てきた記憶があるの
で、出てこないかなと思つての質問です。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 実際のところ、赤字額ございませんで出ませんが、マイナスとい
うことであれば、マイナス32.8という数字が計算上は出ております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） はい、その実際にマイナス何十何%をお伺いしたかったところで、
出ていないわけじゃなくて、数字がマイナスでも出ているのであれば、それを伺いたいところな
のでお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 私の把握している数字の中では、先ほど申しました将来負担比率が
32.8%という、マイナスですけど、以外は数値を確認しておりません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第4号は終わりました。

日程第6. 報告第5号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第6、報告第5号資金不足比率の報告について、地方公共団
体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第5号資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度の資金不足比率を、監査委員の意見書をつけて御報告いたします。

公営企業の資金不足比率につきましては、適用される経営健全化基準は20.0%ですが、日之影町簡易水道事業会計及び日之影町農業集落排水事業会計のいずれの公営企業も、資金の不足額はございません。

以上で御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） この2つの公営企業の資金不足比率でありますけれども、本町はもうたしか昨年も私決算のときに、9月議会で聞いたような記憶しておりますが、ないということていいですね。もうこの方式でいく以上は、もう未来永劫資金不足の発生はないということていいかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 議員のおっしゃるとおり、現在のやり方といたしますか、の中でいけば、不足額が生じることはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これもって質疑を終結します。

以上で、報告第5号は終わりました。

日程第7. 議案第31号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第7、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年8月8日の人事院勧告に伴い、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正が令和7年1月に行われましたので、それに伴い職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの

であります。

改正の内容は、現行制度で1日2時間までの部分休業の取得範囲を、年間10日相当時間の範囲内で、1日当たりの上限時間数をなくして育児時間を取得できるようにし、取得パターンの多様化を令和7年10月1日から行うものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 非常に職員の育児に対する支援の中で、これ非常にいいことだと思うんですが、どうしても育児をする職員というと若手が想像されやすいんですが、実際おじいちゃん、おばあちゃんになっている職員の方ももしいけば、そういった方々も対象になるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） ただいま御質問ですが、年齢といたしますか、対象となりますお子さんがいらっしゃる保護者の方が対象ですので、祖父母は対象になりません。あくまでもお子さんだけになります。

以上となります。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） ほかに職員員の休業制度はいろいろあると思うんですが、実際問題この休業の一部を改正することで、職員にとって実際この休業を取ったほうがメリットがありますよという場面とかの想定ですね、実際ほかの休業を取った方がメリットというか、そっちのほうがあるんじゃないかなと、前回全協の説明でもちょっと感じたところがあるんですが、そういった職員に対してメリットがある部分というのは、何かありますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 議員がおっしゃるように、例えば子供の看護休暇等を使ったほうが有利な場面非常に多くあると思いますが、そういったものを取って基準というか、取得範囲内が取り終わってしまって、さらにこの条例改正の部分で休業する必要があるということであれば、そういう場合は使用ができるということですので、人事院勧告に伴いますことですので、今回改正をさせていただいたところですよ。

以上になります。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 職員関係でございますので、議案に直接関係はしませんが、令和

6年度現在で今本町職員の平均年齢は毎年出していたような記憶がありますけれども、おおむね出しておればお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 平均年齢につきましては、資料を出しておりますが、現在手持ちには持っていませんので、また改めて示したいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第7、議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第32号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第8、議案第32号日之影町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第32号日之影町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、県の重度障害者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の一部改正に伴うものであります。

改正の内容は、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院及び入院の一部について助成の対象とするもので、令和7年10月1日から適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきますが、この精神障害新たに追加ということでのいいのかなというふうに思っておりますが、これはそれぞれの町村でかなり温度差はあるものでしょうかね。そのあたりを所管課のほうで調べておればお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

今現在把握しているところでございますが、県内統一的な取扱いということで伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 今現在把握中ということでありますけれども、重心関係については県の2分の1ということになっておりますけれども、そもそも県そのものが九州各県でも、宮崎がこの分の規約要綱がなかったということなんだろうと思っておりますが、県としてはこれいつ制定したんですかね、直近では。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

この助成対象拡大につきましては、令和6年7月に鹿児島県のほうが適用いたしまして、九州、沖縄合せて残っているのが宮崎県ということになった状況から、その後に県が音頭を取りまして、精神障害者の分も助成拡大するということで話が来ておりまして、県としましては令和7年度に入りまして交付要綱を改正しまして、10月1日から適用という形でしているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 直近では令和6年7月に鹿児島県のほうでと、宮崎については令和7年の交付要綱10月からということでありますけれども、これは市レベル、今リサーチ中でしょうから、今後のことになろうかと思っておりますけれども、市レベルに対しては県より先にというような実績というのは、政令指定都市等になれば、そこらあたりがどうであったのかなと。

逆に言うなら、17町村も町村によっては県より先に3障害の中でこの精神障害だけが該当ないということであれば、それを先に町村として策定をしていたというようなところは聞いてはいない、今後のリサーチになるとかな、それも含めて。そこら辺再度お聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

この重度心身医療助成につきましては、県のほうが2分の1、後は各自治体で2分の1を負担

するということで、まず県のほうがそういう要綱を定めない限り、各市町村の持ち出しが10割となってしまうということでもあります。

そのようなことから、一応県のほうが対象にさせていただいて2分の1ができれば、各自治体の負担も2分の1ということ、半分で済むということでもありますので、先ほどから言っていますが、まだちょっとはっきりとしたリサーチはしておりませんが、県の要綱に先立って実施をしていたところは、今のところなかったのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、これだけ障害関係が言われる今日、本県がこの九州でも一番遅れをとっていたという理由とか根拠については、何か聞いてはいないでしょうか。町村会でもこういった話は出なかったものでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたしますけれども、正直このような形で町村会で私が会長というか、町村会に入ってから、議論の中ではあったという記憶はございません。今聞きながら、なぜ宮崎だけこれだけ遅れちゃったのかなというので、逆に県を含めて、県の議会を含めてどういう理由かというのは、ちょっと把握をいたしておりません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第8、議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、議案第33号日之影町使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第33号日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、本町の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することにより、各種証明書等が全国統一の標準様式に変更となることから、改正するものであります。

改正の内容につきましては、税務課で交付している名寄帳については、標準様式では1件の申請に対する交付枚数が増えることとなり、手数料が増額となるため、これまでの交付枚数に応じた料金から申請件数に応じた料金に改めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、質問させていただきます。

これまでだったら、この議案の中に書いてない1件に対して枚数2枚までが300円と、1枚増えるごとに100円を加えるというものを、1件に対して300円となるんですけど、となると、この説明からいくと町民の方が申請に来たときのこれまでの負担は減るということで理解していいんですかね。この1件だけで300円、枚数が増えても300円ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの質問にお答えいたします。

これまでの手数料の規定ですと、3枚を越したときに1枚につき100円加算というところで、3枚のときが400円、4枚のときが500円というふうに加算されていきます。

今回の標準化への移行に伴いまして、用紙1枚に記載できる件数がこれまでの11件から新しい様式では4件程度になるようになっております。その分、交付枚数もほぼ倍、2倍程度に増えていきます。そうすると、交付手数料のほうも金額のほうも2倍程度になるということで、申請者の方の負担が増えると。そういうところで、1件の申請につき300円、枚数に関係なく300円という規定に改正するということです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） ありがとうございます。今の説明を聞くと、もともと1枚に11件載っていたものが4件に減るということですかね。ということは、その4件に減った1枚が1件ということに理解していいんですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） もう申請自体の1件につき300円と、枚数に関係なく、はい。

ちなみに、私の家の分ですと、現行の様式ですと7枚交付という形になります。今の規定でいきますと800円という交付手数料になりますけれども、今後申請1件につきというふうにした場合には、枚数は16枚程度に増えるんですけれども、手数料はもう300円と、そういうふうになります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第10、認定第1号令和6年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、認定第7号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの決算7議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。認定第1から認定第7号まで一括議題とすることに決定いたしました。

令和6年度各会計決算7議案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 令和6年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定の提案理由を申し上げるまでに、令和6年度施策執行報告を行いたいと思います。

令和6年度施策執行報告。

令和6年度におきましても、厳しい財政運営の中に、まちづくりの基本となります日之影町長期総合計画をはじめ各種計画の相互連携を図りながら、美しく豊かな自然環境を活かしたまちづくりを積極的に進め「住む喜びを実感し、笑顔あふれる光さすまち 日之影」の実現に向けまして、1、未来を拓く次世代育成と一人ひとりが主役のまちづくり、2、地域資源を活用し新たな時代に対応したまちづくり、3、ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくり、4、住み続けたい安心・便利なまちづくりの4つを重点施策とし、職員一丸となりまして各種事業の推進とともにこれまでに発生しました災害につきましても、早期復旧に向け全力で取り組んできたところでございます。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず、1点目の未来を拓く次世代育成と一人ひとりが主役のまちづくりについてであります。

出産祝い金の支給、0歳から中学校修了までの医療費全額助成、放課後子ども教室の運営費助成、学校給食費の無償化、公費支援型学習塾の運営などのほか、令和6年度より、保育料及び副食費を完全無償化し、子育て世帯への支援の充実を図ってまいりました。

また、子ども・子育て支援交付金事業を活用しまして、乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊産婦・子育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援してまいりました。

さらに、出産・子育て応援交付金を活用し、SMS（ショートメッセージサービス）を活用した情報発信など、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めるとともに、各種検診や予防接種などの助成を行ってまいりました。

また、妊娠された方を対象に、ひのかげベビー応援金として通院支援事業に取り組み、妊娠・出産期における経済的負担軽減を図りました。

併せて、母子保健と児童福祉の一体的な支援として子ども家庭センターを令和6年度に設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のないさらなる支援を連携して行ってまいりました。

学校教育の推進につきましては、一人ひとりがすこやかな体、豊かな心、すぐれた知性を持ち合わせ、心身ともに調和のとれた児童生徒を育成するため、ひのかげ学びのスタイルに基づく授業の実践や、教育活動に地域の人材を積極的に活用する地域学校協働本部と連携し、職場体験事業をはじめとするキャリア教育の充実に努めてまいりました。

また、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組や学習活動をサポートする特別支援教育支援員や教育補助員、複式学級解消非常勤講師を配置するなど個々に応じた対応を行ってまいりました。

学校施設・学習環境につきましては、学校個別施設計画に基づき中学校照明器具のLED化など計画的な整備を進めるとともに、ICTを積極的に推進するなど、GIGAスクール構想に基づく教育環境の実現に努めてまいりました。

また、登下校時の安全対策としまして、スクールバスの安全な運行や、県、警察、学校や地域、関連団体との連携を図りながら通学路の安全確保に努めるとともに、放課後子ども教室などの活動を通じて、安全・安心に学べる環境の整備に努めてまいりました。

社会教育の振興につきましては、生涯学習講座のさらなる充実や、町立図書館や高齢者大学などとの連携を図り、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を推進してまいりました。

また、人口の減少や高齢化により地域の組織的活動の機能が低下しつつある中、自治公民館や文化・芸能団体の活性化に向けた取組を推進してまいりました。

町立図書館の運営につきましては、図書館運営協議会により多様なニーズを把握し、地域に根ざした質の高いサービスを提供するとともに、ホームページやSNSを活用して広報・啓発活動の拡充に努め、乳幼児から高齢者までの全ての世代が気軽に立ち寄り、ともに学び合える環境づくりを推進してまいりました。

スポーツの振興につきましては、町スポーツ協会や種目連盟、ひのかげきらめきクラブと連携して、地域スポーツの振興、競技力の向上に努めるとともに癒しの森運動公園等の体育施設の適切な施設管理運営に努めてまいりました。

また、令和9年度に計画されております第81回国民スポーツ大会の開催に向け、先進県視察などを実施しながら、情報収集に努めてまいりました。

次に、2点目の地域資源を活用し新たな時代に対応したまちづくりについてであります。

農業の振興につきましては、農業従事者の高齢化が加速する中、喫緊の課題でもあります新規就農者の育成・確保や担い手対策につきましては、多様な人材を広く呼び込むための情報発信とともに、日之影町担い手協議会を中心とした農作業受委託システムのさらなる強化を図ってまいりました。

株式会社ひのかげアグリファームにつきましては、地域おこし協力隊やワーキングホリデー事

業等による作業員の確保に努め、年々増加する受託作業への円滑な対応に努めるとともに、自社生産をしております農産品の品質向上や消費者ニーズの変化に対応した販路拡大への取組を進めてまいりました。

農地の維持・保全対策につきましては、農業委員会と連携しまして、担い手への農地集積を図り、農地の有効利用を進めるほか、中山間地域等直接支払制度や省力化機械導入等の各種制度事業を活用した集落営農や受託組織活動を支援するとともに、畦畔整備や用水路のパイプ化・蓋かけなどを行い、維持管理の省力化を図ってまいりました。

果樹・花卉・野菜並びに肉用牛等の主要農産品目の生産につきましては、本町や西臼杵地域がこれまで築いてきたブランド産地としての維持・強化を図るため、機械導入・施設整備等への支援をはじめ、安心して営農活動が行える体制を構築するとともに、地域おこし協力隊や関係機関とタイアップした生産技術の向上に努めてまいりました。

林業の振興につきましては、人材育成・担い手の確保をはじめ、苗木の生産や森林整備への支援、有害鳥獣対策への森林環境税及び企業版ふるさと納税の有効活用を図るとともに、補助事業等を活用した林道の整備と併せて森林経営管理制度を活用した森林整備を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努めてまいりました。

また、シイタケ生産につきましては、種ごま、シイタケ原木への助成のほか、作業道の舗装や機械の整備を進め、生産者の省力化及びコスト軽減を図ってまいりました。

有害鳥獣対策につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の侵入防止資材導入について支援するとともに、捕獲活動への支援対策や狩猟免許の新規取得者への支援、並びに、有害獣捕獲奨励金による個体数の軽減に努め、関係機関・猟友会等と連携をし、住民一体となった有害鳥獣対策を進めてまいりました。

商工業の振興につきましては、持続的かつ安定的な経営や基盤強化のための、商工業育成補助金や、商工会事務局体制強化事業補助金等の交付のほか、物価高騰対策及び地域消費支援としまして、プレミアム商品券発行事業及び町民1人当たり5,000円の商品券を給付する物価高騰対策地域消費支援事業を実施しました。

観光の振興につきましては、日之影町観光協会を中心に観光案内や情報発信、森林セラピーツアーの実施など、観光事業の推進に努めてまいりました。その中で、今年1月にリニューアルオープンしました日之影町コミュニティセンター内の竹細工資料館は、開館以降、小学校の校外学習をはじめ、町内外から多くの御来場があり、本町の伝統工芸のPRにつながっております。

物産振興につきましても、首都圏でのほおずき市や栗まつり等の物産展を開催し、農林産物のPRとともに本町の魅力を発信してまいりました。

地域脱炭素化につきましては、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査を実施いたしまし

た。調査結果で得られた太陽光発電設備導入可能施設への導入計画につきましては、優先順位や施設利用への影響、財源確保の状況等を総合的に踏まえながら、関係各者で協議を行い、段階的に進めていく予定としております。

次に、3点目のともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくりについてであります。

令和5年度から6年度にかけて、第6次長期総合計画及び第3期総合戦略を一体的に策定いたしました。今後、長期総合計画の基本構想に掲げる将来像の実現に向け、基本計画の目標を達成するため、職員一丸となって町民の皆様と協力しながら各種事業の着実な遂行に努めてまいります。

健やかなまちづくりにつきましては、全ての町民が健康で元気に暮らせるよう、自らの体や健康づくりに関心を持ち、自らが実践できる健康づくりの普及に努めてまいりました。小児生活習慣病健診やヤング健診、特定健診等の受診を勧めるとともに、健診結果に基づいた保健指導を行いました。

特に子供の頃からの生活習慣病対策や高血圧や糖尿病及び糖尿病腎症の重症化予防事業に取り組み、健康な毎日を過ごすことができるように努めてまいりました。

また、家庭や職場での体重・血圧測定の実施、減塩等の食生活改善、医療機関の受診勧奨や適正な服薬管理など、具体的な実施につなげられるよう健康座談会を開催し、本町の健診、医療や介護の実態について、普及啓発活動に努めてまいりました。

併せて、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透を図ることを目的に、通いの場等を活用した健康教育、相談等の実施、健康状態の把握など、持続的な保健事業に取り組んでまいりました。

さらに、運動を習慣化するなど体を積極的に動かすことは、健康を維持する上で大切なことと考えており、継続的な運動啓発を行ってまいりました。

高齢者福祉につきましては、高齢者大学やいきいきサロン、いきいき百歳体操などを通じた社会活動への参加を推進するとともに、見守り活動や買物支援事業など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図った支援に取り組んでまいりました。

さらに、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括支援センターをはじめ高齢者福祉関連機関が連携し、介護保険制度の介護サービスと地域支援事業によります介護福祉サービスの充実にも努め、介護人材の確保・育成に取り組む事業所を支援してまいりました。

障がい者福祉につきましては、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等が、地域において計画的に提供できるよう各種計画に基づき障がい者施策の推進を図ってまいりました。

次に、4点目の住み続けたい安全・便利なまちづくりについてであります。

いつ発生するか分からない南海トラフ地震や各種災害の備えにつきましては、防災情報システムやアプリなどを活用しました防災情報の発信や、県や広域消防本部の関係機関、地域住民などとの共同によります防災訓練を行い、防災意識の向上に努めてまいりました。

また、昼夜献身的な活動をいただいております消防団につきましても、機能別消防団を発足させ、装備品の計画的な整備、更新に努め、組織力、防災力の強化に取り組んでまいりました。

防犯活動につきましては、駐在所連絡協議会や各小学校の見守り隊、日之影地域安全少年隊などの防犯団体や高千穂警察署と連携しまして、犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいりました。

公共交通につきましては、令和5年度からの実証運行を終え、令和6年10月からすまいるバス八戸線と予約型乗合交通について本格的に運行を開始したところです。今後も、関係機関と連携を図りながら、質の高い公共交通サービスを目指し、地域の実情を分析しながら町民の移動手段の確保に努めてまいります。

デジタル化の推進につきましては、令和5年度に策定しましたDX推進計画に基づき、デジタル社会の構築に向け、デジタル田園都市国家構想交付金等を財源としながら、防災無線と連携した情報発信アプリを導入するなど、行政サービスや業務の改善を図り、住民の利便性の向上に向けた取組を進めてまいりました。

人口減少対策及び移住・定住の推進につきましては、若者や単身者、子育て世代や高齢者等が安心して暮らすことができる町営住宅を八戸の工場跡地に建設するべく、令和6年度には住宅の基本設計、実施設計を行い、一部、敷地造成工事を着手したところであります。また、移住者や定住者に対する支援としまして、住宅の新築や既存住宅の改修、空き家の改修等への補助を行ってまいりました。

さらに、都市部での移住相談会への参加や、移住定住促進コーディネーターによります移住相談への対応や、空き家案内ポータルサイト構築など、ソフト面の取組も行ってまいりました。

人口減少や高齢化の著しい水源の里地域におきましては、集落支援員や水源の里支援隊による支援を実施、集落の維持・活性化に取り組んでまいりました。

道路網の整備につきましては、住民生活に直結した最も身近な社会資本であり、安心して暮らせる社会を実現するため極めて重要であります。

九州中央自動車道につきましては、宮崎県側で唯一事業化されていない平底一蔵田間において、概略ルート等を検討する計画段階評価を進めるための調査に着手され、令和6年12月には、第1回九州地方小委員会が開催されるなど、事業化に向けた手続が進んでおります。

引き続き、国や関係機関と連携するとともに、各期成会や民間協議会をはじめ沿線住民一丸となって、九州中央自動車道の事業促進及び平底一蔵田間の早期事業化に取り組んでまいります。

県道につきましては、補助事業等を活用し、計画的な整備が進まれております。引き続き、整備促進の要望を各期成同盟会とともに積極的に行ってまいります。

また、町道につきましては、令和4年災及び5年災の災害復旧工事を最優先としつつ、社会資本整備総合交付金事業や地方創生道整備推進交付金事業による町道改良を進めるとともに、道路メンテナンス事業を活用し、橋梁の点検や橋梁の補修等を計画的に進めてまいりました。

簡易水道施設につきましては、令和6年度から公営企業会計に移行し、施設の修繕等を適宜行い、町民の重要な生活基盤である水道の安定供給に努めてまいりました。また、集落や個人が管理する水道施設の整備に対しても補助を行い、安全・安心な水道水の確保に努めました。

以上、令和6年度の施策執行につきまして御告申し上げましたが、予算の執行に当たりましては、財政の健全化はもちろんのこと、常に情報収集に努め、国・県の動向を的確に把握し、事業の投資効果等も十分に勘案しながら、効率的な行財政の運営に努め、自立的で持続可能な日之影を創生することを目標に施策執行に努めてきたところであります。

職員各位はもとより、町民の皆様の御理解と御協力により住民サービスの維持・向上に努めることができましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げまして、施策執行報告とさせていただきます。

それでは、認定第1号令和6年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町一般会計予算は、当初予算を57億6,700万円で、本町の活性化を目指す4つの重点施策を柱としてスタートいたしました。

その後、災害復旧事業や国の経済対策に伴う補正など計10回の補正を行い、また令和5年度からの繰越し分15億1,615万8,000円及び事故繰越し分6,149万1,000円を合わせ、予算規模は77億63万3,000円となりました。が、令和7年度へ繰越明許費として6億8,100万7,000円及び事故繰越しとして3億2,952万6,000円を繰り越しております。

決算は、歳入において前年度より3.0%増の69億388万8,282円、歳出において6.1%増の66億6,167万4,998円となり、歳入歳出差引額は2億4,221万3,284円となりました。

そして、2億3,716万7,000円を繰り越すべき財源として、実質収支額を504万6,284円とし、そのうち300万円を財政調整基金への積立といたしました。

では、歳入の各項目について御説明いたします。

町税は、前年度より4.4%減の4億2,578万820円となり、歳入に占める割合は6.2%であります。

地方譲与税は、前年度より11.9%増の1億7,286万3,000円。

利子割交付金、は54.8%増の6万5,000円。

配当割交付金は、58.9%増の145万7,000円。

株式等譲渡所得割交付金は、42.7%増の143万4,000円。

法人事業税交付金は、16.5%増の535万5,000円。

地方消費税交付金は、2.1%増の9,032万円。

環境性能割交付金は、23.2%増の880万7,000円。

地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金が交付されたことにより、前年度より1,489.0%増の1,272万8,000円。

地方交付税は、3.6%増の30億5,132万2,000円で、歳入の44.2%を占めております。

交通安全対策特別交付金は、2.0%増の91万4,000円。

分担金及び負担金は、老人福祉費負担金、職員派遣負担金等で、10.4%増の3,947万6,021円。

使用料及び手数料は、ケーブルネットワーク使用料、住宅使用料、戸籍手数料等で、4.1%減の3,436万6,588円。

国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金、民生費国庫負担金、総務費国庫補助金等で、22.0%減の9億7,070万3,261円。

県支出金は、民生費県負担金、農林水産業費県補助金、災害復旧費県補助金等で、6.0%増の7億6,227万3,958円となりました。

国県支出金の合計は、前年度より11.7%減となり、歳入総額の25.1%を占めております。

財産収入は、財産貸付収入、利子及び配当金、財産売払収入で、33.1%減の3,591万2,067円。

寄附金は、9.8%増の1億1,791万9,708円。

繰入金は、ふるさと応援基金繰入金、子育て応援基金繰入金、水源の里振興基金繰入金等で、19.9%減の1億1,998万5,184円。

繰越金は、44.7%増の3億9,707万586円。

諸収入は、受託事業収入、貸付金元利収入、雑入等で、43.4%増の9,441万7,089円。

町債は、過疎債、辺地債、緊急自然災害防止対策事業債、災害復旧事業債等で、51.9%増の5億6,071万8,000円となりました。

歳入を性質別に見ますと、自主財源は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収

入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入で、12億6,492万8,063円となり、歳入総額の18.3%であります。

依存財源は、残る81.7%の56億3,896万219円であります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、目的別に見ますと、議会費は、議員報酬、議員活動費等で、前年度より0.9%減の4,984万6,138円。

総務費は、総務管理費、徴税費、戸籍・住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費で、31.4%増の13億6,445万8,394円。

民生費は、社会福祉費、児童福祉費、災害救助費で、2.8%増の8億9,718万5,253円。

衛生費は、保健衛生費、清掃費、水道費で、15.3%増の5億2,564万1,268円。

農林水産業費は、農業費、林業費で、1.1%増の6億8,869万3,323円。

商工費は、4.0%増の1億6,329万6,364円。

土木費は、土木管理費、道路橋梁費、住宅費、河川費で、16.4%増の3億1,786万8,048円。

消防費は、0.5%増の1億5,642万8,189円。

教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費で、13.2%減の3億8,075万3,008円。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費で、8.4%減の11億4,602万1,937円。

公債費は、2.3%増の6億8,749万8,474円。

諸支出金は、基金費で、22.8%増の2億8,398万4,602円であります。

歳出を性質別に見ますと、人件費は、総額の12.1%で、前年度より5.9%増の8億877万7,000円。

物件費は、総額の13.8%で、前年度より25.0%増の9億2,003万5,000円。

維持補修費は、総額の1.8%で、前年度より23.0%増の1億1,837万8,000円。

扶助費は、総額の6.1%で、前年度より18.5%増の4億638万5,000円。

補助費等は、総額の17.5%で、前年度より2.0%増の11億6,304万2,000円。

普通建設事業費では、補助事業で前年でより39.0%減の2億3,095万4,000円。

単独事業で、88.6%増の6億56万5,000円。

県営事業負担金で、38.6%減の1,590万円となり、普通建設事業全体では、歳出総額の12.7%で、前年度より17.2%増の8億4,741万9,000円となりました。

災害普及事業費は、総額の17.2%で、前年度より8.4%減の11億4,602万2,000円。

公債費は、総額の10.3%で、前年度より2.3%増の6億8,749万9,000円。

積立金は、総額の4.3%で、前年度より22.8%増の2億8,398万3,000円。

貸付金は、前年度と同額の36万円。

繰出金は、総額の4.2%で、前年度より8.6%減の2億7,977万5,000円となりました。

以上、決算の概要について申し上げます。

令和6年度は、災害復旧事業等の影響により、大きな予算額の変動がありましたが、各種事業についてはほぼ計画どおり執行することができました。

なお、監査意見書による御指摘等につきましては、今後善処するように努力してまいります。

次に、認定第2号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額6億3,438万4,000円、歳出総額6億3,398万3,852円で、差引総額40万548円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和7年3月末現在の被保険者数は827人で、前年度末に比べ64人の減であります。まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は、調定額6,688万5,267円に対し、収入済額は6,508万6,718円で、収納率は97.3%であります。

県支出金は、保険給付等交付金と特定健診等負担金で、4億8,463万3,729円。

財産収入は基金利子で、11万1,144円。

繰入金は、一般会計繰入金と基金繰入金で、7,406万2,000円。

繰越金は、前年度繰越金で613万1,195円。

諸収入は、預金利子、雑入、受託事業収入で、420万1,614円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、総務管理費、徴税費、運営協議会費で、1,616万2,244円。

保険給付費は、療養諸費、高額療養費等で、4億4,232万5,289円。

国民健康保険事業納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、1億4,593万6,612円。

保健事業費は、保健衛生普及費で、1,708万9,315円。

積立金は、基金積立金で、11万1,144円。

諸支出金は、償還金及び還付加算金と事務組合費で1,235万9,248円であります。

次に、認定第3号令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計の決算額は、歳入総額1,875万4,201円、歳出総額1,867万6,111円で、差し引き総額7万8,090円を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入について申し上げます。

寄附金は、1件の1万円。

繰入金は、一般会計繰入金が938万1,000円、基金繰入金が429万6,000円で、繰越金は前年度からの繰越金で4万1,671円であります。

財産収入は、基金利子で、1,323円。諸収入は、大学生等24名、高校生8名分の償還金502万4,000円と預金利息207円を合わせまして502万4,207円であります。

次に、歳出について申し上げます。

令和6年度に貸付けをいたしました奨学資金は、継続・新規合わせまして、大学生等が23名で1,133万円、高校生が8名で234万円。口座振替手数料4,788円を合わせ、計1,367万4,788円となり、積立金は500万1,323円あります。

次に、認定第4号令和6年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入総額6億8,093万6,514円、歳出総額6億5,489万1,834円で、差し引き2,604万4,680円を翌年度へ繰り越しました。

また、サービス事業勘定の決算額は、歳入総額49万915円、歳出総額48万9,957円で、差し引き958円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和7年3月末現在の第1号被保険者数は1,678人で、前年度末より15人減、認定者数は251人で、前年度末に比べ5人の増であります。

まず、保険事業勘定の歳入について申し上げます。

介護保険料は、調定額1億544万4,185円に対し、収入済額は1億469万8,351円、収納率は99.3%でありました。

国庫支出金は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金等で、1億8,339万454円。

支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で、1億6,598万9,000円。

県支出金は、介護給付費県負担金、地域支援事業交付金等で、9,967万4,176円。

財産収入は、基金利子で、2万3,806円。

繰入金は、一般会計からの介護給付費、地域支援事業費及び事務費繰入金等で、1億923万289円。

繰越金は、1,784万6,900円。

諸収入は、預金利子、地域支援事業利用料等で、8万3,538円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、総務管理費、徴収費及び介護認定審査会費で、2,428万2,544円。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費で、歳出全体の約84.8%を占め、5億5,556万1,272円。

地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費等で、3,791万2,978円。

基金積立金は、介護給付費負担金の余剰金等で、1,930万5,806円。

諸支出金は、前年度介護給付費等精算による償還金等で、1,782万9,234円であります。

次に、サービス事業勘定の歳入について申し上げます。

サービス収入は、予防プランの作成料で、48万9,080円。

繰越金は、1,819円であります。

諸収入は、預金利子で、16円であります。

歳出について、サービス事業費は、予防プラン作成に必要な通信運搬費等で、17万4,957円。

諸支出金は、保険事業勘定への繰出金で、31万5,000円であります。

次に、認定第5号令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額6,320万6,496円、歳出総額6,267万7,788円で、差引き総額52万8,708円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和7年3月末現在の被保険者数は959人で、前年度末に比べ8人の増であります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料の収入済額は3,901万1,000円で、収納率は100%であります。

繰入金は、一般会計繰入金で、2,413万5,188円。

諸収入は、預金利子で、2,493円。

繰越金は、前年度繰越金で、5万7,815円あります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費が、2万9,098円。

後期高齢者医療広域連合納付金が6,264万8,690円であります。

次に、認定第6号令和6年度日之影町簡易水道事業会計決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度の運営状況につきまして、給水戸数は1,014戸、給水人口は2,369人です。

年間総配水量は31万7,000立方で、年間総有収水量は、30万7,690立方、有収率は97%となっております。

それでは、令和6年度の簡易水道事業会計決算状況について申し上げます。

まず、収入について申し上げます。

営業収益は4,910万9,986円、営業外収益は6,289万9,681円で、簡易水道事業収益合計額は1億1,200万9,667円であります。

次に、支出について申し上げます。

営業費用は1億648万6,595円、営業外費用は266万9,800円、特別損失は147万1,671円で、簡易水道事業費用合計額は1億1,062万8,066円であります。

次に、資本的収入は、出資金289万2,000円、資本的支出は企業債償還金801万9,892円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額512万7,892円は、引継金で補填するものであります。

次に、損益計算書について申し上げます。

営業収益は4,464万5,558円で、営業費用は1億320万5,525円で、営業損失は5,855万9,967円であります。

また、営業外収益は6,289万7,481円、営業外費用は148万4,242円で、6,141万3,239円の利益となり、経常利益は285万3,272円であります。

なお、特別損失が147万1,671円で、当年度純利益は138万1,601円となります。当年度未処分利益剰余金も138万1,601円であります。

次に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部では、固定資産5億7,529万4,058円、流動資産3,320万4,549円で、資産合計は6億849万8,607円であります。

また、負債の部では、建設改良企業債等の固定負債1億9,898万828円、企業債等の流動負債1,281万9,460円、繰延べ収益3億4,684万695円で、負債合計は5億5,864万983円あります。

資本の部では、資本金4,817万9,872円、剰余金167万7,752円で、資本合計

4,985万7,620円となり、負債資本合計は6億849万8,607円であります。

次に、認定第7号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和6年度の運営状況につきまして、接続戸数は90戸、水洗人口は209人であります。年間総処理水量は2万1,292立方、1日平均処理水量は58.33立方となっております。

それでは、令和6年度の農業集落排水事業会計決算状況について申し上げます。

まず、収入について申し上げます。

営業収益は567万8,406円、営業外収益は1,923万1,943円で、農業集落排水事業収益合計額は、2,491万349円であります。

次に、支出について申し上げます。

営業費用は2,319万7,130円、営業外費用は73万4,416円、特別損失は63万5,454円で、農業集落排水事業費用合計額は2,456万7,000円であります。

次に、資本的収入は、他会計出資金680万3,000円であります。資本的支出は、企業債償還金1,019万1,837円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する338万8,837円は、引継ぎ金と損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、損益計算書について申し上げます。

営業収益は516万2,205円、営業費用は2,262万7,868円で、営業損失は1,746万5,663円であります。

また、営業外収益は1,917万8,914円、営業外費用は73万4,448円で、1,844万4,466円の利益となり、経常利益は97万8,803円であります。

なお、特別損失が63万5,450円で、当年度純利益は34万3,349円となります。

当年度未処分利益剰余金も34万3,349円であります。

次に、貸借対照表について申し上げます。

資産の部では、固定資産2億5,223万5,682円、流動資産377万6,693円で、資産合計は2億5,601万2,375円であります。

また、負債の部では、建設改良企業債等の固定負債3,449万588円、企業債等の流動負債1,156万3,373円、繰延べ収益1億4,565万6,527円で、負債合計は1億9,171万488円あります。

資本の部では、資本金6,011万6,970円、剰余金418万4,917円で、資本合計6,430万1,887円となり、負債資本合計は、2億5,601万2,375円あります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました令和6年度各会計決算7議案については、休会中の議案熟読をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの令和6年度各会計決算7議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定をいたしました。

お諮りしますけれども、1時間過ぎましたがこのまま続行してよろしいでしょうか。休憩されますか。（発言する者あり）休憩ということですね。あ、続行で。

それでは、続行したいと思います。

日程第17. 議案第34号

日程第18. 議案第35号

日程第19. 議案第36号

日程第20. 議案第37号

日程第21. 議案第38号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第17、議案第34号令和7年度日之影町一般会計補正予算（第2号）から日程第21、議案第38号令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算5議案を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 提案理由を申し上げる前に、訂正しておわびを申し上げたいというふうにあります。

先ほど、施策執行の中で、9ページ、最後でありますけれども、最後のページの一番下のほうに、「議員各位はもとより」というふうに読まなければならないのに、「職員各位はもとより」というような発言をしたようであります。大変申し訳ございません。「議員各位はもとより」でございますので、訂正しておわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、議案第34号令和7年度日之影町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、災害復旧事業、耐震性貯水槽工事請負事業、鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業等に係る補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税は、普通交付税で、5,200万円の追加。

国庫支出金は、災害復旧費国庫補助金等で、2,602万4,000円の追加。

県支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金等で、1,515万6,000円の追加。

寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金で、1,510万円の追加。

繰入金は、家畜防疫対策基金繰入金等で、1万5,000円の減額。

繰越金は、前年度繰越金で、1,295万4,000円の減額。

諸収入は、国庫負担金精算金等で、329万4,000円の追加。

以上、歳入補正を9,860万5,000円の追加とし、歳入総額を62億9,340万円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、システム改修委託料等で、1,056万1,000円の追加。

民生費は、後期高齢者医療制度負担金等で、352万7,000円の追加。

衛生費は、簡易水道事業会計繰出金等で、415万9,000円の追加。

農林水産業費は、耐震性貯水槽工事請負費等で、2,488万3,000円の追加。

商工費は、観光施設修繕料等で、346万4,000円の追加。

土木費は、施設等整備委託料等で、697万1,000円の追加。

消防費は、消防団員出動報酬等で50万4,000円の追加。

教育費は、会計年度任用職員報酬等で、307万2,000円の追加。

災害復旧費は、測量設計委託料等で、4,129万6,000円の追加。

予備費は、16万8,000円の追加。

以上、歳出補正を9,860万5,000円の追加とし、歳出総額を62億9,340万円といたします。

次に、議案第35号令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、国民健康保険税及び繰越金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税を176万5,000円の追加。

繰入金を190万6,000円の減額。

繰越金を39万9,000円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を15万8,000円、諸支出金を10万円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,351万5,000円とするものであります。

次に、議案第36号令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、過年度の地域支援事業、低所得者保険料軽減繰入金の精算及び令和6年度の繰越金の確定に伴う補正が主なもので、保険事業勘定のための補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金を50万7,000円、県支出金を31万5,000円、繰入金を30万2,000円、繰越金を2,601万円、それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

諸支出金を2,710万9,000円、予備費を2万5,000円、それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,668万6,000円とするものであります。

次に、議案第37号令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料と繰越金及び保険料負担金の確定に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料を399万3,000円、繰越金を50万1,000円、それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金を448万9,000円、予備費を5,000円、それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を6,830万4,000円とするものであります。

次に、議案第38号令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、手数料及び修繕費、人件費に係る補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

営業外収益は、他会計補助金で362万円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

営業費用は、原水及び浄水費を282万円の追加、配水及び給水費を40万円、総係費を40万円、それぞれ追加し、収益的収入及び支出の予算総額を1億1,232万6,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費990万9,000円を、1,030万9,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算第5議案については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。議案第34号から議案第38号までの5議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時22分散会
